

独法文予第24号
令和5年3月13日

東京都港区西新橋1丁目1番1号
株式会社東急エージェンシー
代表取締役 澁谷 尚 幸 殿

独立行政法人国立文化財機構
契約担当役 所 昌 弘

取 引 停 止 通 知

貴社に対する物品の購入及び製造、役務その他契約（建設工事を除く）について、下記のとおり取引停止の措置を講じたので通知する。

記

1 取引停止期間

令和5年3月13日から令和5年12月12日（9ヵ月）

2 措置の範囲

独立行政法人国立文化財機構に所属する全施設に係る停止

3 措置の内容

- （1）一般競争契約における競争参加の停止
- （2）指名競争契約における指名停止
- （3）随意契約における業者選定の停止

4 事実関係の概要

株式会社東急エージェンシーは、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注した業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会による刑事告発を受けた。このことは、当機構が定めている「独立行政法人国立文化財機構における契約に係る取引停止等の取扱要項」【別表】措置基準2(3)に該当するため、同要項第4条第1項に基づき措置を講ずるものである。